

荒川遊園 D 地区公園整備基本設計及び実施設計業務
公募型プロポーザル（提案評価方式）募集要項

1 目的

荒川遊園 D 地区は、旧小台橋小学校跡地の一部であり、平成 29 年に策定された荒川遊園改修基本計画において、自然環境体験が可能なエリア、多目的広場の設置等を整備する計画となっている。荒川遊園は、A・B・C・D 地区から構成され、A 地区は遊園地エリア、B 地区は子どもプールエリア、C 地区は地下駐車場、児童広場、スポーツハウス等の運動施設エリアとなっており、それぞれの役割・特色を備えている。D 地区の整備については、先述の経計画に沿った整備を行うことにより、各地区の魅力を総合的に向上させ、子育て支援の拠点施設として一層の充実を図ることを目的とする。

本実施要領は、荒川遊園 D 地区公園整備基本設計及び実施設計業務を委託により実施するにあたり、事業者の知見を活かすため、優れた知見を有する事業者を相手方として指定する必要があることから、事業者の能力を提案により評価する公募型プロポーザルの実施に係る手続について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の内容

- (1) 件名 荒川遊園 D 地区公園整備基本設計及び実施設計業務
- (2) 業務内容 荒川遊園 D 地区の公園整備における基本設計及び実施設計業務
- (3) 履行期間 令和 6 年 4 月から令和 7 年 8 月まで（予定）
- (4) 発注者 荒川区
- (5) 提案限度額 39,968,500 円（税込）
提案限度額を超えた見積価格の提案は無効とする。
令和 5 年度荒川区議会 2 月会議において令和 6 年度予算が可決された時に成立するものであり、金額が変更する場合がある。
本件は、地方自治法第 214 条に定める債務負担契約となることから各年度の上限額は以下のとおりとする。
令和 6 年度 11,900,000 円 令和 7 年度 28,068,500 円
- (6) 全体工期 令和 6・7 年度 基本設計及び実施設計
令和 8・9 年度 整備工事
令和 10 年度 開園

3 設計対象地の概要

- (1) 所在地 荒川区西尾久六丁目 9 番地内
- (2) 敷地面積 約 3,500 m²
- (3) 建ぺい率 80%（別途、都市公園法等による制限あり）
- (4) 用途地域 第一種住居地域、第三種高度地区
- (5) 防火規制 東京都建築安全条例第 7 条の 3 による防火規制区域・準防火地域

4 プロポーザル参加資格

プロポーザルの参加資格は、以下の要件を全て満たしていることを条件とする。ただし、下記(6)に掲げる協力事業所の実績を含むことができる。

なお、プロポーザル参加者が契約締結までに以下の要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 平成 2 5 年度以降に、設計対象面積が概ね 2 , 5 0 0 m²以上の都市公園等の基本設計及び実施設計の受託実績があること。
- (2) 主任技術者は、【技術士】(総合技術監理部門 建設又は建設部門 都市及び地方計画部門)又は【RCCM】(造園部門)の資格を取得していること。なお、主任技術者は、代理人を兼ねることができる。
- (3) 主任設計者は、一級建築士の資格を取得していること。
- (4) 照査技術者は、【技術士】(総合技術監理部門 建設又は建設部門 都市及び地方計画部門)の資格を取得していること。なお、照査技術者は、主任技術者及び主任設計者を兼ねることはできない。
- (5) 建築士法(昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号)第 2 3 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を現在まで継続し、5年以上業務を行っていること。
- (6) 応募の際、協力事業所(応募者と同一組織でない事業所であり、専門分野において技術の提供等を行う事業所)を加えることは可とするが、その協力事業所が自ら応募することはできない。
- (7) 地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (8) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの入札参加資格の登録があり、かつ、営業種目「土木設計」に登録があること。
- (9) 荒川区入札等参加停止措置要綱に定める規定に基づく入札等参加停止措置及び荒川区契約における暴力団等排除措置要綱に定める規定に基づく入札参加除外措置の期間中でないこと。
- (1 0) 最近 3 年間の法人税、法人事業税、地方消費税等を滞納していないこと。
- (1 1) 経営不振の状態(会社更生法(平成 1 4 年法律第 1 5 4 号)や民事再生法(平成 1 1 年法律第 2 2 5 号)の規定により、更生又は再生手続きを行った場合等、客観的に経営不振の状態であることが明らかな状態)に陥っていないこと。
- (1 2) 本プロポーザルへの参加を希望する事業者の関係会社でないこと。
関係会社とは、東京電子自治体共同運営電子調達サービス「物品買入れ等競争参加資格申請の手引き」に記載のある定義による。
- (1 3) 宗教活動や政治活動を目的とする法人でないこと。
- (1 4) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人等ではないこと。

5 選定スケジュール

令和 5 年 1 2 月 1 日(金)	公募開始、区ホームページにて募集要項公表
1 2 月 1 1 日(月)	参加申込書受付締切
1 2 月 1 3 日(水) ~ 1 4 日(木)	現地見学会(応募事業者の希望により随時)
1 2 月 1 5 日(金)	質問受付締切
1 2 月 2 0 日(水)	質問回答期限
令和 6 年 1 月 1 0 日(水)	提案書提出締切
1 月 1 1 日(木)	1 次審査：書類審査
2 月 2 日(金)	2 次審査：プレゼンテーション審査
2 月中旬	契約審査委員会 最終審査結果の通知及び公表
4 月 1 日(月)	契約締結予定

6 参加申込

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、以下の書類を区に提出すること。

提出書類	様式	部数 (正本 / 副本)
参加申込書	第 1 号	1 部 / 0 部
事業者概要 会社案内等があれば別途 1 部提出	第 2 号	1 部 / 1 0 部
法人の登記簿謄本	原本	1 部 / 0 部
法人税納税証明書、法人事業税納税 証明書、消費税納税証明書 (最近 3 か年) 電子納税証明書の場合は印刷した もの	原本	1 部 / 0 部
東京電子自治体共同運営サービスの 競争入札参加資格 (業種 / 土木設計) 審査受付票	写し	0 部 / 1 部
過去 3 年分決算報告書 (勘定科目別内訳含む)	写し	0 部 / 2 部

(2) 提出方法

持参もしくは郵送

(3) 提出場所

〒116-0011 東京都荒川区西尾久 6 35 11 荒川区立荒川遊園
荒川区子ども家庭部荒川遊園課 (荒川遊園管理事務所)
電話 (代表) : 0 3 - 3 8 0 2 - 3 1 1 1 (内線 4 7 3)
電話 (直通) : 0 3 - 3 8 9 3 - 6 0 0 3
ファックス : 0 3 - 3 8 9 3 - 6 0 8 9

(4) 提出期限

令和 5 年 1 2 月 1 1 日 (月) 午後 5 時まで (必着)

持参による提出可能な時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。土日祝日可。

ただし、休園日は除く。

参加申込書の提出があった事業者に対して次の参考資料を電子メールで送付する。

- ・荒川遊園 D 地区整備方針計画

7 現地見学会

提案書を作成するにあたり、現地見学会を応募事業者の希望に応じ実施する。応募事業者は、以下の日程において、区と調整した上で、応募事業者ごとに別時間帯を設定し、1 回約 3 0 分程度の見学会を行うこととする。なお、本見学会はプロポーザル参加の必須要件ではない。現地見学を希望する事業者は、上記 6 (3) の担当部署に事前に連絡すること。

< 日時 > 令和 5 年 1 2 月 1 3 日 (水) ~ 1 4 日 (木)

8 質問の受付期間、提出方法及び回答方法

(1) 受付方法

- ・電子メールのみ受け付ける

- ・電子メールの件名は、「プロポーザル質問（会社名）」とすること
- ・書式は、「質問票」（第8号様式）を使用し電子メールに添付すること
- ・文書は日本語で記述し、会社名、担当者名、電話、FAX、メールアドレスを併記すること

(2) 受付アドレス

yuuen@city.arakawa.lg.jp

(3) 受付期間

公募開始日から令和5年12月15日（金）午後5時まで

電子メール受取後、上記6(3)の担当部署より送信元へ確認メールを送信する。

令和5年12月18日（月）午後5時までに確認メールが届かなかった場合には、

上記6(3)の担当部署に電話で確認すること。

受付期間に届かなかったメールには回答しない。

(4) 質問の回答

令和5年12月20日（水）午後5時までに電子メールにより、参加事業者全員に回答する。

(5) その他

- ・質問者の名称等は公表しない。
- ・審査に関する質問には応じない。

9 企画提案書等の作成・提出方法

提案書類の作成にあたっては、別に示す「特記仕様書」等に基づき作成すること。

(1) 提出書類及び提出部数

フラットファイル（A4判縦長）に綴り、提出すること。ただし、証明書類は別で提出すること。

提出書類	様式	部数 (正本 / 副本)
企画提案書（表紙）	第3号	1部 / 10部
企画提案書	第4号～第7号	1部 / 10部
設計業務の経費（見積総括表）	指定様式なし	1部 / 10部
主任技術者及び照査技術者は、 【技術士】（総合技術監理部門 建設又は建設部門 都市及び地 方計画部門）又は【RCCM】（造園 部門）の資格証明書	写し	0部 / 1部
主任設計者の一級建築士資格証 明書	写し	0部 / 1部
建築士法（昭和25年法律第2 02号）第23条の規定に基づ く、一級建築士事務所登録通知 書	写し	0部 / 1部

(2) 提出方法

持参もしくは郵送

CD・DVD等により、データ（PDF形式）を1部提出すること。

(3) 提出場所

〒116-0011 東京都荒川区西尾久6 35 11 荒川区立荒川遊園
荒川区子ども家庭部荒川遊園課(荒川遊園管理事務所)
電話(代表): 03 - 3802 - 3111(内線473)
電話(直通): 03 - 3893 - 6003
ファックス : 03 - 3893 - 6089

(4) 提出期限

令和6年1月10日(水)午後5時まで

持参による提出可能な時間は、午前9時から午後5時までとする。土日祝日可。
ただし、休園日は除く。

(5) 作成にあたっての留意点

各様式に記載の設問内容に沿って、必要事項及び提案事項を記載すること。

各設問について、区の仕様書で指定されている事項の他、本業務の実施にあたり効果的と考えられる提案事項も交えて記載すること。

各設問について、これまでの受託実績における取り組みや効果も交えて記載すること。

既定の様式の変更は行わないこと。(変更部分については評価の対象としない。)

用紙サイズはA4判又はA3判とし、企画提案書の各様式は指定のあるページ数内にまとめること。A4判2枚をA3判1枚に換算する。

各様式について、事業者名、担当者名、ロゴマーク等の記載は原本のみとする。

副本には記載しない又はマスキング等を施し、事業者が特定できないようにすること。

各様式の記載に当たり、フォントの種類の変更は可とする。ただし、ポイント数は12以上とすること。

10 審査の実施

(1) 審査体制

プロポーザルの実施に先立ち、提案書の評価及び審査等を行う組織として、「荒川遊園D地区公園整備基本設計及び実施設計業務委託事業者選定に係る評価委員会」を設置し、提案の審査は評価委員会において行う。

(2) 審査方法

ア 1次審査(書類審査)

提出された提案書等の書類に基づき評価を行う。各委員による評価結果の得点の合計をもとに、得点率70%以上の上位3社程度を選出する。

イ 2次審査(プレゼンテーション審査)

1次審査通過者について、実際の現場での業務を統括する者のプレゼンテーションと評価委員のヒアリングによる審査を行う。

各委員による1次及び2次審査評価結果の得点の合計をもとに、委員の合議により荒川遊園D地区公園整備基本設計及び実施設計業務の第一位契約候補者及び次点を選定する。なお、審査の結果、提案者の全員が要求水準を満たさない場合は、理由を明らかにし、委託候補事業者を選定しないことができる。

(3) プレゼンテーションの実施方法

ア 日時及び会場

1次審査通過事業者に対し、別途通知する。

イ 実施概要

- ・出席者は、代理人及び主任技術者を含む5名以内とする。
- ・プレゼンテーションの説明は、代理人又は主任技術者が行うこと。
- ・1事業者あたりの持ち時間は45分とし、説明を15分、質疑応答を30分とする。
- ・プレゼンテーションの際に用いる資料は、区に提出した提案書を用いるものとする。
- ・提案書の範囲内であれば、拡大用紙やパネル・プロジェクターを利用した画像を使用して説明することも可能とする。
- ・プロジェクター及びスクリーンは区で用意するが、その他の機器類は用意しないため、参加者が用意し、セッティングすること。
- ・機器類を持ち込む場合は、準備・片付け時間に留意して設置や撤収を行うこと。
- ・参加事業者が特定可能となるような表現はしないこと。

1.1 審査結果通知

(1) 1次審査結果

提案書を提出した全事業者に令和6年1月中旬に通知する。

(2) 2次審査結果

荒川区契約審査委員会の承認を経た上で2次審査に参加した全事業者に、令和6年2月中旬に通知する。また、2次審査結果については、通知と併せて区ホームページに掲載する。

通知日は、選定作業の進捗に応じて変更になる場合がある。なお、評価委員ごとの評価項目の点数及び評価値等は公開しないものとし、審査に関する異議申し立ては受け付けない。

1.2 契約の締結

(1) 審査の結果、最も高い評価を得た参加事業者を第一契約候補者とし、契約締結の協議を行う。

(2) 第一契約候補者を選定後、応募者の資格要件を満たさなくなったと認められた場合又は契約締結の協議が不調となった場合は、次順位であるものと契約締結の協議を行うことができるものとする。

(3) 選定後、設計取組体制が著しく変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことができる。

1.3 プロポーザル参加の辞退

本プロポーザルに参加申込書を提出した事業者が、参加を辞退する場合は、「参加辞退届」(第9号様式)を提出すること。

1.4 プロポーザル関係書類不受理等

次のいずれかに該当する場合は、区は、プロポーザル関係書類を受理しない。また、後に該当が明らかになった場合、応募を取り消すことができる。

- (1) 本要領に指定する提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 各様式及び記載上の注意事項等に示された条件に適合しないもの
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

- (6) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 審査結果に影響を与える工作を行う等、プロポーザルの公正な執行を妨げたとき

1 5 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に関して必要となる費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、電子媒体を含め返却は行わない。
- (3) 企画提案書等の著作権は、各参加事業者に帰属する。
- (4) 提出された企画提案書等に関する書類は公表しない。ただし、法律、政令又は条例等に基づき区が開示義務を負う場合においてはこの限りではない
- (5) 郵便事故、電子メール等の通信事故について、区はいかなる責任も負わない。